

## 第3章 ふるさと石川の環境を守り育てる条例

第2章で環境保全に関する主な法令について概説してきましたが、これらの法令を補完し、また、石川県独自の規定を盛り込み、より実効性ある環境施策を実現するために、石川県では「ふるさと環境条例」を施行しました。

本章では、この「ふるさと環境条例」について、事業者に関係のある点を中心に概説します。詳細をお知りになりたいときはそれぞれの窓口気軽に相談してください。

### 1 ふるさと石川の環境を守り育てる条例とは？

石川県では、平成16年4月1日に、「ふるさと環境条例」を施行しました。

この条例は、環境を守り育てながら石川の社会を持続可能なものとしていくための道筋を指し示す羅針盤とすることを目的として制定されたものです。

○条例の目指すところ

- ・循環を基調とした持続可能な社会
- ・自然と人が共生する社会

この条例は、それまであった環境保全に関する個別分野の条例・要綱等を整理・統合・再構成し、そこに新たな環境課題に対する施策を盛り込んで体系化したうえで、施策をPDCAサイクルの考え方にもとづいて着実に進めていくための仕組みを組み込んだ総合的な環境条例です。

#### 「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の基本的考え方

この条例は、次のような基本的考え方（コンセプト）によってつくられています。

- ① 環境の保全・保護が豊かな地域の創造にも結びつくものであることを、あらゆる主体が一致して認識し、行動できるようにする。
- ② 各主体の役割分担を明確にするとともに、それらの協働のもとで、これから取り組んでいくべき事項を明らかにする。
- ③ 講じる種々の施策が有機的に効果を発揮するよう、総合的な推進体制ないしは仕組みを組み込む。
- ④ 従来の規制的手法ばかりでなく、誘導的手法、経済的手法、情報提供的手法など様々な手法を総合的に組み合わせる。
- ⑤ 特定の行為者による不適正な行為については、法令の不十分な点を補完した新たなルールを設定する。

主な沿革			
平成16年	3月23日	条例第16号	条例制定（平成16年4月1日施行 一部罰則は6月1日、10月1日施行）
平成16年	12月21日	条例第41号	市町合併に伴う整理（平成17年2月1日施行 一部3月1日施行）
平成17年	3月22日	条例第20号	破産法の廃止・制定に伴う改正（即日施行）
平成17年	10月7日	条例第49号	石綿に関する規制の追加（平成17年12月1日施行）
平成20年	10月6日	条例第31号	公益法人制度改革に伴う改正（平成20年12月1日施行）
平成24年	3月26日	条例第1号	民法改正に伴う改正（平成24年4月1日施行）
令和2年	3月26日	条例第20号	気候変動適応法等の改正に伴う改正（即日施行）
令和3年	3月25日	条例第12号	水質汚濁防止法施行令等の改正に伴う改正（即日施行）
令和4年	6月24日	条例第24号	環境影響評価法等の改正に伴う改正（令和4年10月1日施行）
令和4年	10月3日	条例第29号	地球温暖化対策推進法の改正に伴う改正（即日施行）

## 〈条例の構成〉



## 2 水環境の保全

石川県の財産である水環境は、良好で安全な水質の確保、健全な水循環を保持するための水量の確保、良好な水辺環境の保全の観点から、体系的に守ることが必要です。

県では体系別に次の施策を実施することとしています。

### 〈良好で安全な水質の確保〉

- ・生活排水をきれいにするについて県民の理解を深める。
- ・工場や事業場からの排水を良好に保つとともに、地下水が汚染されないよう指導に努める。
- ・農薬や肥料が適正に使われ、家畜の排泄物が適正に処理されるよう指導に努める。
- ・水質浄化に関する調査研究を進める。
- ・水道水の水源の水質保全に努める。

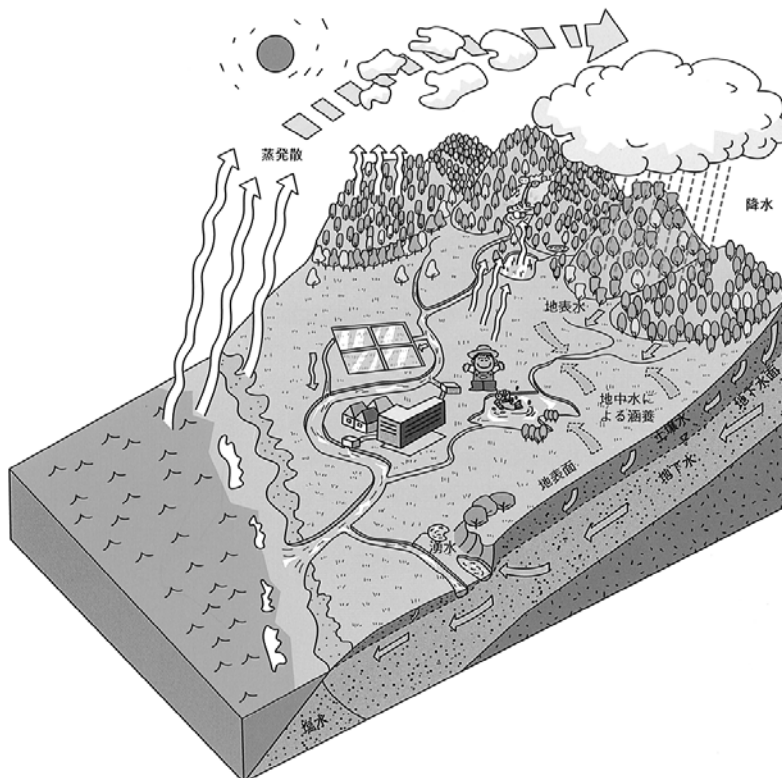
### 〈健全な水循環を保持するための水量の確保〉

- ・森林の整備、ダム、ため池等の保全、地下水の適正な利用の促進、節水の促進、下水処理水の再利用、雨雪水の有効利用など様々な方法で、水が自然の中でうまく循環し、繰り返し利用できるようにする。

### 〈良好な水辺環境の保全〉

- ・水辺が持つ自然浄化作用や生物の生息・生育地としての機能並びに県民の親水空間としての機能を維持増進するため、海、河川、湖沼、ため池などの水辺の環境を保全する。

水環境を守るための具体的な規制として、第47条に定める工場・事業場に対する上乗せ排水基準、第64～81条で定める地盤沈下の防止と地下水の保全を目的とした地下水の採取規制があります。



## ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年3月23日 条例第16号）水環境の保全のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 目的 ☆水環境の保全	○ 石川県の財産である水環境を水質浄化、水量の確保、良好な水辺環境の観点から体系的に守る。
2 県の責務 （条例45、46、63、82）	○ 環境総合計画に、水環境の保全に関する計画を盛り込む。 ○ 良好で安全な水質が確保されるように努める。 ○ 健全な水循環を保持するための水量の確保に必要な措置を講じる。 ○ 海、河川、湖沼、ため池などの水辺の環境を保全する。
3 排水基準（条例47） ☆上乗せ排水規制	○ 水質汚濁防止法第3条第3項の規定により、工場又は事業場からの排水について、法律より厳しい基準を定める。
4 浄化槽保守点検業 （条例48～62）	○ 浄化槽保守点検業の登録手続き等について定める。
5 地盤沈下地域における規制 （条例64～71、77～81） ☆地下水採取の許可 ☆水量測定器の設置 ☆地下水採取量の報告	○ 地下水採取の許可 地盤沈下地域（七尾市都市計画区域内）において特定用途（農業用以外）に供するため揚水設備（揚水機の吐出口断面積が6cm <sup>2</sup> を超えるもの）により地下水を採取しようとする者は、揚水設備ごとに、知事の許可を受けること。 ○ 水量測定器の設置及び地下水採取量の報告 揚水機の吐出口断面積が12cm <sup>2</sup> を超えるものについては、水量測定器（吐出口断面積が78cm <sup>2</sup> 以下のものについては、積算時間計でもよい）を設置し、地下水採取量を報告すること。
6 一般地域における規制 （条例72～81） ☆地下水採取の届出 ☆水量測定器の設置 ☆地下水採取量の報告 ☆地下水使用合理化計画書	○ 地下水採取の届出 地盤沈下地域以外の地域において、特定用途（工業用（製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業）及び建築物用（冷暖房設備、水洗便所、洗車設備に用いるもの））に供するため揚水設備（揚水機の吐出口断面積が6cm <sup>2</sup> を超えるもの）によって地下水を採取しようとする者は、揚水設備ごとに、知事に届け出ること。 ○ 水量測定器の設置及び地下水採取量の報告 規則で定める地域（金沢市、小松市、白山市（旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村、旧白峰村の区域を除く）、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町）において、揚水機の吐出口断面積が50cm <sup>2</sup> を超えるものについては、水量測定器（吐出口断面積が160cm <sup>2</sup> 以下のものについては、積算時間計でもよい）を設置し、地下水採取量を報告すること。 ○ 地下水使用合理化計画書の提出 上記地域において、1又は複数の揚水設備により前年度に年間40万m <sup>3</sup> を超えて地下水を採取した事業所については、地下水の使用の合理化に関する計画書を提出すること。

（参考資料）「水質汚濁防止（排水規制・構造基準等）のしおり」令和5年2月 石川県環境政策課  
「地下水採取規制のしおり」令和3年4月 石川県環境政策課

（問合せ先）石川県環境政策課 電話 076-225-1491 FAX 076-225-1466  
石川県都市計画課 電話 076-225-1493 FAX 076-225-1760

### 3 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の適正処理を推進するため、国ではこれまでも「廃棄物処理法」を改正し、マニフェスト制度の拡大、排出事業者責任の強化、罰則の強化等、規制を強化してきましたが、依然として、産業廃棄物の不法投棄や処理基準に違反する不適切な処理が後を絶たず、とりわけ近年の不法投棄等は悪質、巧妙化するしてきたため、平成22年には「廃棄物処理法」の大規模な改正を行い、排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化を行いました。

また石川県においても、平成16年に「廃棄物処理法」を補完し、産業廃棄物の適正処理を促進するための規定を、「ふるさと環境条例」の中に組み入れました。

#### 〈建設系廃棄物の不適正処理の未然防止〉

排出事業者が自ら建設廃棄物を排出事業場以外で保管する場合は、県がその使用状況を把握し、廃棄物の不適正処理に対して迅速に指導するため、排出事業者は保管場所の面積が200㎡以上の場合は「ふるさと環境条例」、300㎡以上の場合は「廃棄物処理法」に基づき、事前に保管場所に関する届出を行うこと。

#### 〈不適正処理状況の悪化防止〉

産業廃棄物等の適正な処理が見込めないときには、事態の悪化を防ぐため、県が搬入停止を命ずること。

#### 〈発注者の適正処理費用負担、元請業者の指導監督責任〉

建設工事の発注者は、工事に伴い発生する廃棄物を適正に処理できる費用を負担して、不適正処理されないようにすること。元請業者は、建設工事はもとより、解体工事等も含めて工事全体を統括し、経済的にも上位者であることから、下請負人への指導監督を徹底すること。

#### 〈事業者等の処理委託責任〉

事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合には、「廃棄物処理法」に基づく書面による処理委託契約の締結、マニフェストの交付に加え、委託先の処理能力、処理状況等について、実地確認すること。

#### 〈土地所有者等の責任〉

土地を所有、占有又は管理している者が、安易に土地を貸したり、遠隔地に居住しており土地の管理を十分に行っていないかたりして、不法投棄等に悪用されることがある。土地所有者等は、不法投棄等を未然に防止するために、管理の徹底、不適正処理の報告、再発防止策を講じること。

#### 〈硫酸ピッチに対する規制強化〉

不正軽油の製造過程で排出される油と酸の混合物で、腐食性、毒性の強い「硫酸ピッチ」の不法投棄等が県内で発生し、周辺地域の生活環境に悪影響を与えたことから、「硫酸ピッチ」の生成及び保管を原則禁止したこと。

ふるさと石川の環境を守り育てる条例 (平成16年3月23日 条例第16号) 産業廃棄物の適正処理のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点
1 産業廃棄物の保管場所の届出 (条例85) ☆建設系廃棄物の不適正処理 の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自社で排出した産業廃棄物を保管場所で保管しようとする事業者は、その保管場所の使用内容を県に届け出ること。 届出対象は、建設系廃棄物の保管場所で、面積が200㎡以上であること及び産業廃棄物に係る許可対象場所でないこと。</li> <li>○ 県は、保管場所の使用状況を把握して、適正処理の指導に生かす。</li> </ul>
2 搬入の一時停止 (条例86) ☆不適正処理状況の悪化防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県は、産業廃棄物若しくはその疑いのある物の保管又は処分が継続されることにより、産業廃棄物の適正な処理の確保が困難になると認めるときは、30日以内の期限を設けて、その土地への搬入の停止を命ずることができる。</li> </ul>
3 建設資材廃棄物の適正処理 (条例87) ☆発注者の適正処理費用負担 ☆元請業者の指導監督責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設工事の発注者は、建設資材廃棄物の処理に要する費用の適正な負担に努めること。</li> <li>○ 建設工事の元請業者は、建設資材廃棄物の適正な処理を確保するため、その建設工事に係る下請負人の指導監督に努めること。</li> </ul>
4 事業者等による処理委託時 の確認 (条例88) ☆事業者等の処理委託責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業廃棄物を排出する事業者等は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときは、許可証など書面による確認だけでなく、委託処理先の産業廃棄物処理業者の処理能力の現地確認及び処理状況の定期確認に努めること。</li> <li>○ 委託先で不適正処理がなされていることを知ったときは、その委託先への搬入停止など必要な措置を講ずるとともに、不適正処理状況について、速やかに県に報告すること。</li> </ul>
5 土地の適正管理 (条例89) ☆土地所有者等の責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理に利用されないよう使用状況を確認するなど適正な管理に努めること。</li> <li>○ 万一、不適正な処理がなされたことを知ったときは、速やかにその旨を知事に報告するとともに、再発防止のために必要な措置を講ずるよう努めること。</li> </ul>
6 指定有害副産物の生成及び 保管の禁止 (条例94～98) ☆硫酸ピッチに対する規制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 硫酸ピッチを指定有害副産物に指定し、学術研究又は適正な事業活動を行う場合を除き、生成や保管を禁止する。</li> <li>○ 生成、保管の禁止に違反した場合には、生成を行っている者に対しては生成の中止命令、保管を行っている者に対しては撤去等の命令を行う。</li> </ul>
7 公表、罰則 (条例92、98、258、260、264、 271、272)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業廃棄物の適正処理を推進するため、条例に違反したときには、氏名、違反事項などの公表や罰則を適用する。</li> </ul>
8 適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1～5の項目は金沢市の区域については適用しない。</li> </ul>
9 施行期日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1～5の項目 平成16年10月1日</li> <li>○ 6の項目 平成16年 6月1日</li> </ul>

(参考資料) 「産業廃棄物を適正に処理しましょう」 令和3年5月 石川県

(問合せ先) 石川県資源循環推進課

電話 076-225-1474 FAX 076-225-1473

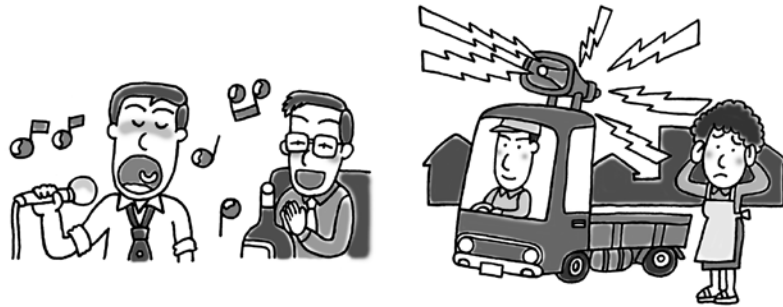
## 4 公害防止に関わる個別の規制

平成16年4月から施行された「ふるさと環境条例」では、環境関係法令を補完した県独自の規定を盛り込み、生活環境を守っています。

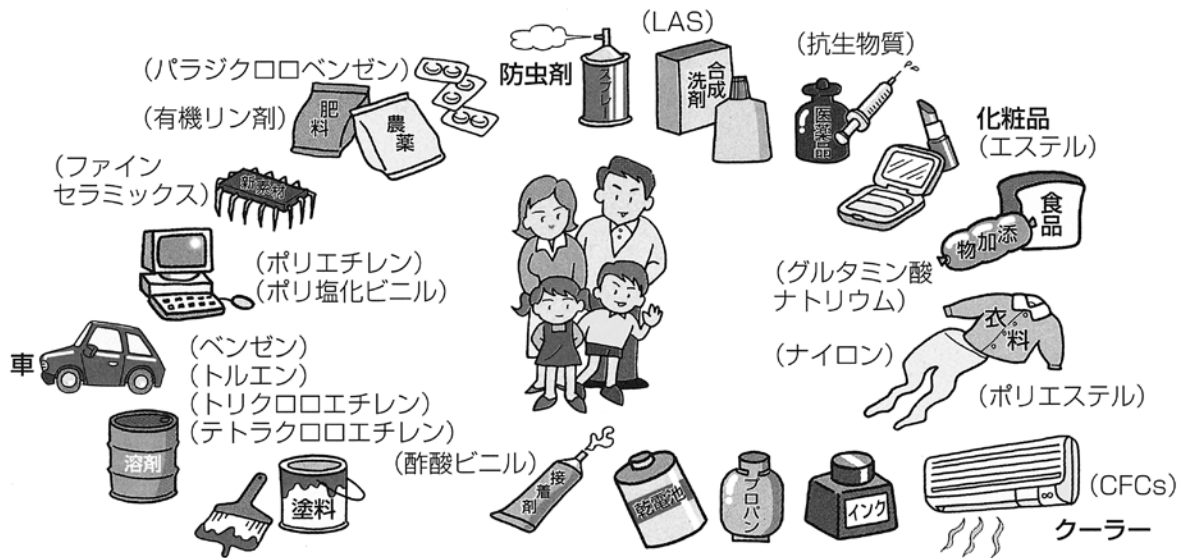
騒音関係では、法律では規制していない飲食店営業や深夜のカラオケ等音響機器の使用について事業者に対し規制を行っています。また、拡声器を用いた航空機による商業宣伝を禁止するとともに、指定地域内での商業宣伝を目的とした拡声器の音の大きさ等を制限しています。

また、5万種とも10万種ともいわれる化学物質については、「水質汚濁防止法」、「大気汚染防止法」等で特定の物質について規制されていますが、あらゆる化学物質の規制は不可能です。このため、取扱事業者に対し、人の健康や生活環境へ被害を及ぼすおそれのある事故が発生したときの応急措置を求めるとともに、一定の条件に当てはまる当該事業者に対し、事業所ごとに指定化学物質の取扱量等の報告を求めるとしてしています。

貴重な水資源である地下水については、汚染されてしまうと浄化するまでに長期間と多額の費用を要することから、土壌基準に適合する土砂を使用して埋立て、盛土等を行うことにより、土壌汚染や地下水汚染の未然防止に努めていくこととしています。



出典：「環境シリーズNo.25」(財)日本環境協会より



身の周りの化学物質 (出典：PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック

[化学物質による環境汚染を減らすために：平成13年度集計結果から] 環境省より)

ふるさと石川の環境を守り育てる条例 (平成16年3月23日 条例第16号) 公害防止に関する個別の規制のキーポイント

主要事項及びキーワード	要 点																																																																		
<p>1 目的 (条例1) ☆公害防止の必要事項規定</p>	<p>○ 生活環境、自然環境、地球環境などすべての環境の保全について、必要な事項を定め、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保と福祉の向上に寄与する。</p>																																																																		
<p>2 事業者の責務 (条例6) ☆公害防止への努力</p>	<p>○ 事業者はその事業活動に伴う環境への影響についてあらかじめ把握し、環境に負荷を与えないように努めるとともに廃棄物、ばい煙、汚水等の適正な処理、その他公害の防止に努めなければならない。</p>																																																																		
<p>3 深夜営業騒音等の規制 (条例103～108) ☆音量規制 ☆音響機器の使用時間制限 ☆商業宣伝を目的とした拡声機の使用制限</p>	<p>○ 深夜営業騒音の規制</p> <p>① 音量規制 指定地域（騒音規制法の指定地域と同じ）内で飲食店営業を営む場合は午後7時から翌日午前6時までの間、次の音量基準の適用を受ける。</p> <table border="1" data-bbox="571 728 1422 985"> <tr> <td>対 象 営 業</td> <td colspan="3">飲食店営業のうち、客席を設けて行う営業</td> </tr> <tr> <td>対 象 地 域</td> <td colspan="3">騒音規制法による指定地域</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">音 量 基 準</td> <td>時間の区分</td> <td>夕</td> <td>夜 間</td> </tr> <tr> <td>区域の区分</td> <td>午後7時～午後10時</td> <td>午後10時～翌日午前6時</td> </tr> <tr> <td>第1種 区 域</td> <td>45デシベル</td> <td>40デシベル</td> </tr> <tr> <td>第2種 区 域</td> <td>50デシベル</td> <td>45デシベル</td> </tr> <tr> <td>第3種 区 域</td> <td>60デシベル</td> <td>50デシベル</td> </tr> <tr> <td>第4種 区 域</td> <td>65デシベル</td> <td>60デシベル</td> <td></td> </tr> </table> <p>② 音響機器の使用時間制限 指定地域のうち下表に示す対象地域において飲食店営業を営む場合、①の音量基準のほか、午後11時から翌日午前6時までの間、カラオケ装置等の音響機器の使用は禁止されている。但し、音響機器から発する音が外部に漏れなければこの制限は受けない。</p> <table border="1" data-bbox="571 1176 1422 1361"> <tr> <td>対 象 営 業</td> <td colspan="2">飲食店営業のうち、客席を設けて行う営業</td> </tr> <tr> <td>対 象 地 域</td> <td>第1種区域 } 第2種区域 } 第3種区域のうち病院、入院設備を有する診療所、一般住宅に敷地が隣接するもの</td> <td>は全域</td> </tr> <tr> <td>音 響 機 器</td> <td colspan="2">カラオケ装置、音響再生装置、楽器、拡声装置</td> </tr> <tr> <td>使用禁止時間</td> <td colspan="2">午後11時～翌日午前6時</td> </tr> </table> <p>○ 商業宣伝を目的とした拡声機の使用制限</p> <p>① 学校、病院等周辺での拡声機の使用禁止 静穏を図る必要がある地域として、学校・保育所・病院・入院設備を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の周囲50m以内の区域では商業宣伝を目的とした拡声機を使用してはいけません。</p> <p>② 航空機からの拡声機の使用禁止 県下全域では、商業宣伝を目的とした航空機からの拡声機を使用してはいけません。</p> <p>③ 拡声機を使用する場合の遵守事項 上記①②のほか、商業宣伝を目的として拡声機を使用するときは次の事項を守らなければなりません。</p> <table border="1" data-bbox="571 1751 1422 2020"> <tr> <td>対 象 地 域</td> <td colspan="3">騒音規制法による指定地域</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>固定式放送</td> <td>移動式店舗</td> <td>移動放送</td> </tr> <tr> <td>使用禁止時間</td> <td>午後8時～翌日午前9時</td> <td>午後11時～翌日午前7時</td> <td>午後8時～翌日午前9時</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">音 量 基 準</td> <td>第1種区域</td> <td>55デシベル</td> <td rowspan="4">80デシベル</td> </tr> <tr> <td>第2種区域</td> <td>60デシベル</td> </tr> <tr> <td>第3種区域</td> <td>70デシベル</td> </tr> <tr> <td>第4種区域</td> <td>75デシベル</td> </tr> <tr> <td>その他基準</td> <td colspan="2">地上7m以上の箇所においては、拡声機を使用しないこと</td> <td>1地点に停止して連続5分以上拡声機を使用しないこと。</td> </tr> </table>	対 象 営 業	飲食店営業のうち、客席を設けて行う営業			対 象 地 域	騒音規制法による指定地域			音 量 基 準	時間の区分	夕	夜 間	区域の区分	午後7時～午後10時	午後10時～翌日午前6時	第1種 区 域	45デシベル	40デシベル	第2種 区 域	50デシベル	45デシベル	第3種 区 域	60デシベル	50デシベル	第4種 区 域	65デシベル	60デシベル		対 象 営 業	飲食店営業のうち、客席を設けて行う営業		対 象 地 域	第1種区域 } 第2種区域 } 第3種区域のうち病院、入院設備を有する診療所、一般住宅に敷地が隣接するもの	は全域	音 響 機 器	カラオケ装置、音響再生装置、楽器、拡声装置		使用禁止時間	午後11時～翌日午前6時		対 象 地 域	騒音規制法による指定地域			区 分	固定式放送	移動式店舗	移動放送	使用禁止時間	午後8時～翌日午前9時	午後11時～翌日午前7時	午後8時～翌日午前9時	音 量 基 準	第1種区域	55デシベル	80デシベル	第2種区域	60デシベル	第3種区域	70デシベル	第4種区域	75デシベル	その他基準	地上7m以上の箇所においては、拡声機を使用しないこと		1地点に停止して連続5分以上拡声機を使用しないこと。
対 象 営 業	飲食店営業のうち、客席を設けて行う営業																																																																		
対 象 地 域	騒音規制法による指定地域																																																																		
音 量 基 準	時間の区分	夕	夜 間																																																																
	区域の区分	午後7時～午後10時	午後10時～翌日午前6時																																																																
	第1種 区 域	45デシベル	40デシベル																																																																
	第2種 区 域	50デシベル	45デシベル																																																																
	第3種 区 域	60デシベル	50デシベル																																																																
第4種 区 域	65デシベル	60デシベル																																																																	
対 象 営 業	飲食店営業のうち、客席を設けて行う営業																																																																		
対 象 地 域	第1種区域 } 第2種区域 } 第3種区域のうち病院、入院設備を有する診療所、一般住宅に敷地が隣接するもの	は全域																																																																	
音 響 機 器	カラオケ装置、音響再生装置、楽器、拡声装置																																																																		
使用禁止時間	午後11時～翌日午前6時																																																																		
対 象 地 域	騒音規制法による指定地域																																																																		
区 分	固定式放送	移動式店舗	移動放送																																																																
使用禁止時間	午後8時～翌日午前9時	午後11時～翌日午前7時	午後8時～翌日午前9時																																																																
音 量 基 準	第1種区域	55デシベル	80デシベル																																																																
	第2種区域	60デシベル																																																																	
	第3種区域	70デシベル																																																																	
	第4種区域	75デシベル																																																																	
その他基準	地上7m以上の箇所においては、拡声機を使用しないこと		1地点に停止して連続5分以上拡声機を使用しないこと。																																																																



主要事項及びキーワード	要 点
<p>有害化学物質の適正管理等の推進 (条例110～112)</p> <p>☆指定化学物質等の適正管理 ☆事故時の措置、報告 ☆指定化学物質等の取扱量等の把握、報告</p>	<p>○ 指定化学物質等の適正管理 指定化学物質等取扱事業者は次の事項について努めるものとする。</p> <p>① 事業所における指定化学物質等の製造、使用、保管その他の取扱いに関する状況を常に把握</p> <p>② 指定化学物質等の適正な管理</p> <div data-bbox="555 427 1417 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「指定化学物質等」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P R T R法で定める第一種指定化学物質 (515物質)</li> <li>・ 第一種指定化学物質を含有する製品 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 含有する第一種指定化学物質の質量の割合が1%以上</li> <li>○ 含有する特定第一種指定化学物質の質量の割合が0.1%以上 但し、固体以外の状態にならない製品、第一種指定化学物質が密閉された状態で取り扱われる製品、一般消費者の生活の用に供される製品、再生資源を除きます。</li> </ul> </li> </ul> </div> <div data-bbox="555 719 1417 801" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「指定化学物質等取扱事業者」 指定化学物質等の製造、使用、保管その他の取り扱いを行う事業者</p> </div> <p>○ 事故時の措置、報告</p> <p>① 指定化学物質等取扱事業者は、その事業所において、施設等の破損その他の事故が発生し、指定化学物質等が当該事業所から大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに引き続き指定化学物質等を含む大気及び水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じなければならない。</p> <p>② 指定化学物質等取扱事業者は、応急の措置を講じた場合は、事故等の状況及び講じた措置の概要を知事に速やかに届け出なければならない。</p> <p>○ 指定化学物質等の取扱量等の把握及び報告</p> <p>① 指定化学物質等取扱事業者は、事業所ごとに、その年度における指定化学物質等の取扱量等を把握しなければならない。</p> <p>② 指定化学物質等取扱事業者は、事業所ごとに毎年度、把握された前年度の指定化学物質等の取扱量等を知事に報告しなければならない。</p> <div data-bbox="555 1323 1417 1375" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「取扱量等」：使用量及び製造量</p> </div> <div data-bbox="555 1391 1417 1823" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>報告を義務づけている指定化学物質等取扱事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PRTR法施行令第3条に定める業種 (24業種)</li> <li>・ PRTR法施行令第4条に定める要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第一種指定化学物質の年間の取扱量等が1 t 以上</li> <li>○ 特定第一種指定化学物質の年間の取扱量等が0.5 t 以上</li> <li>○ 鉱山保安法第8条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している金属鉱業又は原油及び天然ガス鉱業</li> </ul> </li> </ul> <p>※但し、次の施設は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道終末処理施設を設置している下水道業</li> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している廃棄物処分業</li> <li>・ ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設</li> </ul> </div> <div data-bbox="555 1839 1417 1944" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>報告の方法 毎年度6月30日までに、「ふるさと環境条例施行規則」で規定する別記様式29号により報告</p> </div>

主要事項及びキーワード	要 点
土砂埋立て等規制（条例114） ☆ 特定有害物質 ☆ 土壌基準遵守 ☆ 土壌基準不適合 ☆ 勧告・公表	<p>○ 何人も、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設において処分する場合を除いては、特定有害物質の汚染により土壌基準に適合しない土砂等（土砂、砂利及びこれらに混入し、又は吸着したもの）を使用して土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積を行ってはならない。            （製品の製造又は加工のための原材料としての堆積及び当該事業区内で採取した土砂等を用いて行う土地の造成は除かれます。）</p> <p>○ 知事は、土壌基準不適合の土砂等が使用され又は使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂埋立て等を行っている者又は当該土砂埋立て等の工事を請け負った者若しくは当該土地の所有者（埋立て事業者等）に対し、直ちに当該土砂埋立て等を停止し、速やかに土壌汚染防止に必要な措置をとるべきことを勧告することができる。なお、当該事業者がその勧告に従わないときは、その者の氏名等を公表することができる。</p>

※ 「特定有害物質」とは、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第1条に定める特定有害物質であり、「土壌基準」とは、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）の基準である。  
 特定有害物質の種類及び土壌基準は下表のとおり。

区 分	特定有害物質名	土 壌 基 準 (単位：mg/l)	備 考 (主 な 用 途)
揮発性 有機化合物	クロロエチレン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン	0.002以下 0.002以下 0.004以下 0.1以下 0.04以下 0.002以下 0.02以下 0.01以下 1以下 0.006以下 0.01以下 0.01以下	ポリ塩化ビニルの原料 原料・溶剤（オゾン層保護のため製造・使用禁止） 樹脂原料、塩化ビニルモノマーの原料 ポリ塩化ビニリデンの原料 溶剤、香料、有機合成 土壌燻蒸剤、殺線虫剤 脱脂洗浄、冷媒、発泡剤 ドライクリーニング溶剤、脱脂 金属洗浄剤（オゾン層保護のため製造・使用禁止） 溶剤、塩化ビニリデンの原料 脱脂洗浄溶剤 染料、溶剤、合成ゴム等の原料、ガソリン成分
重金属等	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 うちアルキル水銀 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	0.003以下 0.05以下 検出されないこと 0.0005以下 検出されないこと 0.01以下 0.01以下 0.01以下 0.8以下 1以下	メッキ、合金、電池、ブラウン管 合金材料、メッキ、皮なめし アクリル樹脂、染料、殺鼠剤の原料 体温計、農業、アマルガム 農業（製造中止）、防腐剤 整流器、太陽電池、複写機感光剤 鉛管、蓄電池、ハンダ、活字 半導体、合金、防腐剤、顔料 アルミ精錬、ガラス製造、鉄鋼 医薬品、電気メッキ、釉薬
農薬等	シマジン チオベンカルブ チウラム PCB 有機りん化合物	0.003以下 0.02以下 0.006以下 検出されないこと 検出されないこと	除草剤 除草剤 硫黄殺菌剤、ゴム製造 トランス油・コンデンサー（製造・使用禁止） 殺虫剤

(参考資料) 「騒音規制のしおり」 令和5年4月 石川県  
 「PRTR制度に基づく届出のしおり」 令和5年4月 石川県  
 「土砂埋立て等における特定有害物質規制のしおり」 令和5年4月 石川県  
 (問合せ先) 石川県環境政策課 電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

## 5 環境影響評価の手続

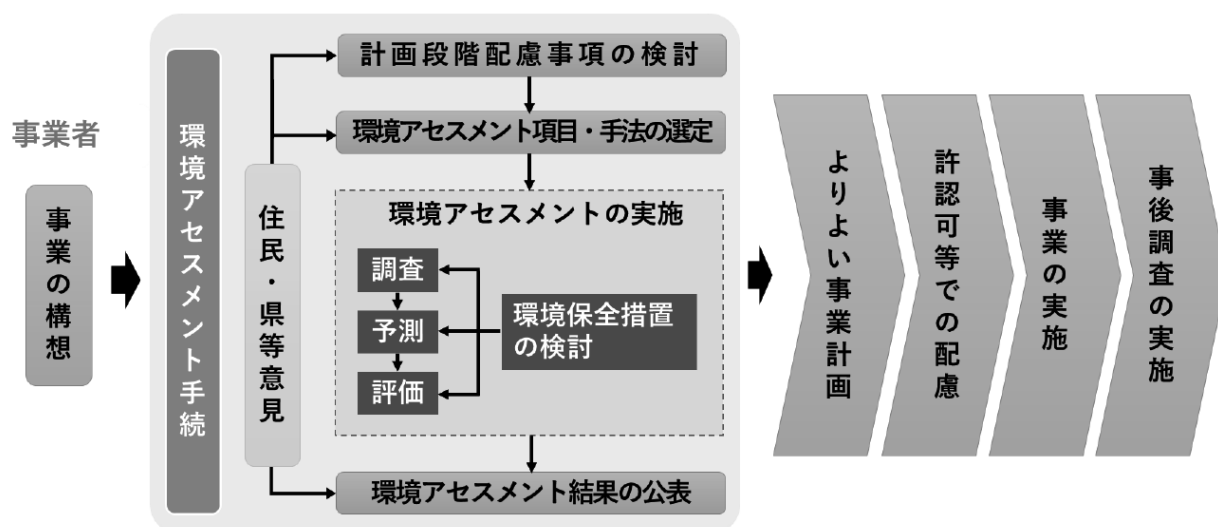
豊かで快適な暮らしをするためには、交通の便をよくするために道路や空港を作ること、生活に必要な電気を得るために発電所を作ることなどはいずれも大切なことですが、このような開発事業の実施に当たっては、環境に適切に配慮する必要があります。

このため開発事業の内容を決めるにあたって、環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げる環境影響評価（環境アセスメント）制度を設けています。

石川県では、平成11年6月から「石川県環境影響評価条例」、また、平成16年4月からは「ふるさと環境条例」によって、一定規模以上の事業を対象に環境影響評価を行うよう規定しています。

また、環境影響評価の対象とならない規模の開発事業についても、同条例で事業者自らが事業の実施に係る環境への配慮に努めることとしており、石川県では「石川県開発事業等環境配慮指針」を作成し、事業者への配慮を促すための措置を推進しています。

### 〈環境影響評価の考え方と進め方フロー〉



### 〈環境影響評価の項目〉

調査・予測・評価の対象となる項目は、次のとおりです。

環境の構成要素の良好な状態の保持	大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地盤、地形・地質、土壌、水利用、樹林地、雨水排水、日照
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物、動物、生態系
快適環境の保全・創造	景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財
環境への負荷の低減	廃棄物等、温室効果ガス

注) 詳細は、「石川県環境影響評価技術指針」をご覧ください。

**〈環境影響評価手続きが必要な対象事業及び規模要件一覧〉**  
 (「環境影響評価法」と「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」との比較)

対象事業の種類	環境影響評価法		ふるさと石川の環境を守り育てる条例	
	第1種事業	第2種事業	第1区分事業	第2区分事業
<b>1 道路</b>				
・高速自動車国道 ・首都高速道路など ・一般国道 ・林道	すべて 4車線以上 4車線以上、10km以上 幅員6.5m以上、20km以上	— — 4車線以上、7.5km以上10km未満 幅員6.5m以上、15km以上20km未満	すべて — 4車線以上、10km以上 幅員6.5m以上、20km以上	— — 4車線以上、7.5km以上10km未満 幅員6.5m以上、15km以上20km未満
<b>2 河川</b>				
・ダム ・堰 ・湖沼水位調節施設 ・放水路	貯水面積100ha以上 湛水面積100ha以上 湖沼開発面積100ha以上 改変面積100ha以上	貯水面積75ha以上100ha未満 湛水面積75ha以上100ha未満 湖沼開発面積75ha以上100ha未満 改変面積75ha以上100ha未満	貯水面積100ha以上 湛水面積100ha以上 湖沼開発面積100ha以上 改変面積100ha以上	貯水面積75ha以上100ha未満 湛水面積75ha以上100ha未満 湖沼開発面積75ha以上100ha未満 改変面積75ha以上100ha未満
<b>3 鉄道</b>				
・新幹線鉄道 ・普通鉄道 ・軌道(普通鉄道相当)	すべて 10km以上 10km以上	— 7.5km以上10km未満 7.5km以上10km未満	すべて 10km以上 10km以上	— 7.5km以上10km未満 7.5km以上10km未満
<b>4 飛行場</b>	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上2,500m未満	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上2,500m未満
<b>5 発電所</b>				
・水力発電所 ・火力発電所 ・地熱発電所 ・風力発電所 ・太陽電池発電所 ・原子力発電所	出力3万kw以上 出力15万kw以上 出力1万kw以上 出力5万kw以上 出力4万kw以上 すべて	出力2.25万kw以上3万kw未満 出力11.25万kw以上15万kw未満 出力7,500kw以上1万kw未満 出力3.75万kw以上5万kw未満 出力3万kw以上4万kw未満 —	出力3万kw以上 出力15万kw以上 出力1万kw以上 出力1万kw以上 — すべて	出力2.25万kw以上3万kw未満 出力11.25万kw以上15万kw未満 出力7,500kw以上1万kw未満 出力7,500kw以上1万kw未満 — —
<b>6 廃棄物処理施設等</b>				
・廃棄物最終処分場 ・焼却施設 ・し尿処理施設(コミュニティプラント除く。)	面積30ha以上 — —	面積25ha以上30ha未満 — —	面積5ha以上 処理能力100トン/日以上 処理能力100kl/日以上	— — —
<b>7 公有水面埋立て、干拓</b>	面積50ha超	面積40ha以上50ha以下	面積50ha超	面積40ha以上50ha以下
<b>8 土地区画整理事業</b>	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
<b>9 新住宅市街地開発事業</b>	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
<b>10 工業団地造成事業</b>	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満	面積50ha以上(工業地域、工業専用地域は100ha以上)	—
<b>11 新都市基盤整備事業</b>	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
<b>12 流通業務団地造成事業</b>	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
<b>13 宅地造成の事業</b>				
・宅地造成の事業(工場用地等含む) ・住宅団地造成事業	面積100ha以上 —	面積75ha以上100ha未満 —	面積100ha以上 面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満 —
<b>14 工場又は事業場</b>	— —	— —	燃料使用量15kl/時以上 排出水量1万m <sup>3</sup> /日以上	— —
<b>15 畜産施設</b>				
・牛 ・豚	— —	— —	1,000頭以上 10,000頭以上	— —
<b>16 レクリエーション施設等</b>				
・ゴルフ場 ・スキー場 ・別荘団地等	— — —	— — —	18ホール以上平均100m以上 9ホール以上平均150m以上 面積3ha以上 面積50ha以上	自然公園等の区域面積15ha以上 — 自然公園等の区域面積15ha以上

注1) 〇で囲った部分は、石川県独自の対象事業・規模要件に該当するもの。

注2) 詳細は、「環境影響評価法施行令別表第一」及び「ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則別表第5」を参照のこと。

(参考資料) 「環境アセスメント制度のあらまし」 令和2年3月 環境省

「環境アセスメント制度のあらまし」 令和4年6月 石川県

(問合せ先) 石川県環境政策課

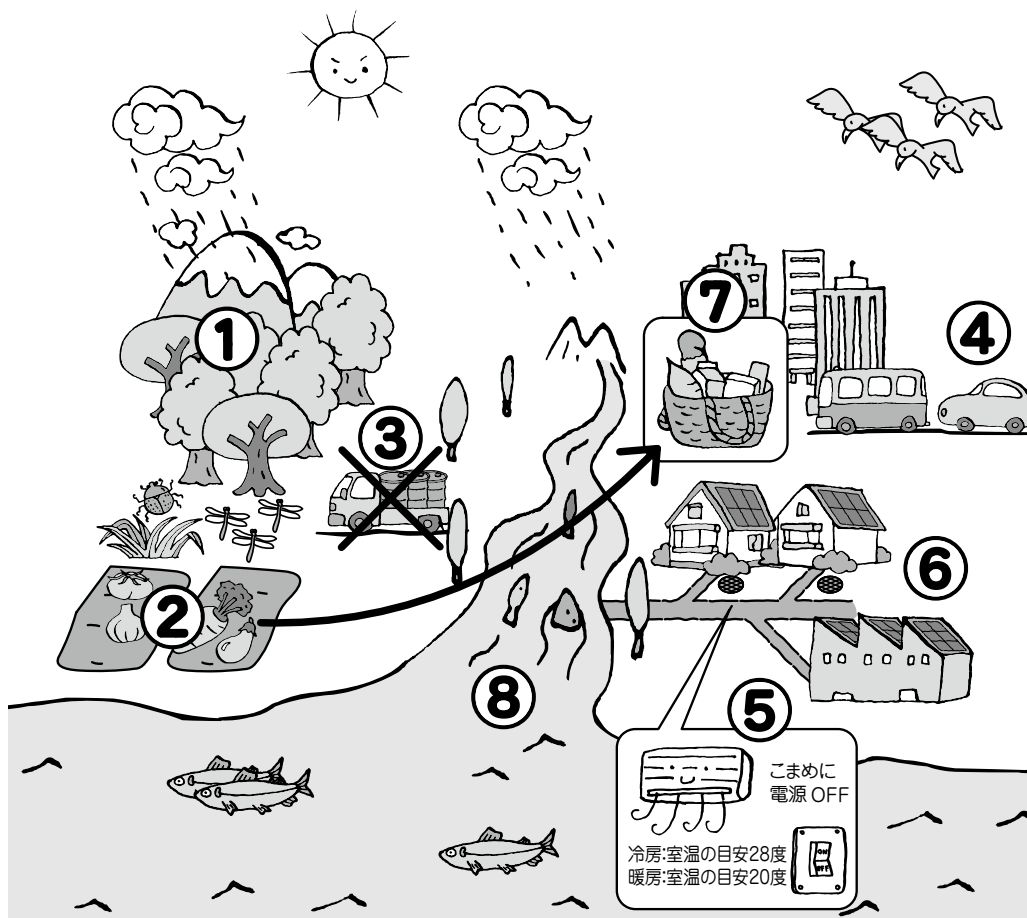
電話 076-225-1463 FAX 076-225-1466

## 6 地球環境の保全と循環型社会の形成

21世紀の社会経済の在り方として、環境と経済を統合し、持続可能な社会を志向するという考え方が提起されています。

そのため、「地球温暖化防止」と「循環型社会」というキーワードにより、事業者、県民、行政あげて環境に配慮した事業活動やライフスタイルに転換し、環境負荷の継続的な低減を図っていく必要があります。

### 〈事業者、県民、行政あげて環境保全に取り組んだ将来の環境のイメージ〉



- ①里山：手入れが行き届かなかった山林を里山ワーキングホリデーなどで管理
- ②グリーンツーリズム：田んぼから地下にしみ込む水も大切。耕作放棄された田畑を活用して農山漁村と都市の共存
- ③産業廃棄物の不法投棄撲滅：産業廃棄物のないきれいな山林や谷を実現
- ④自動車の使用合理化：自転車やバスを利用して車の使用を控え、エコカーの導入で地球温暖化防止
- ⑤家庭・工場での省エネ：家庭の省エネ行動、工場の省エネ工事（ESCO）などで地球温暖化防止
- ⑥家庭・工場での再生可能エネルギー導入：太陽光発電システム、風力発電機などの導入
- ⑦買い物で地球温暖化防止：マイバッグ持参で、旬の野菜や果物、地元産のものを購入（地産地消）
- ⑧良質な水質：事業場では、地下水を有効利用し、廃水で川や海を汚さない

**ふるさと石川の環境を守り育てる条例** (平成16年3月23日 条例第16号)  
**地球環境の保全と循環型社会の形成のキーポイント**

主要事項及びキーワード	要 点
1 地球温暖化対策の推進に係る基本理念 (条例1239の2)	○ 地球温暖化対策は、県民並びに県、国、市町、事業者及び民間団体等が密接に連携しながら、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指して行うこと。
2 温室効果ガスの排出削減 (条例240) ☆温室効果ガス	○ 何人も、地球温暖化の防止に資するため、その日常生活において、照明機器、冷暖房機器その他のエネルギーを消費する機械器具の効率的な使用、省エネルギーに資する機械器具の導入、フロン類の回収の推進等に積極的に取り組み、温室効果ガスの排出の削減に努めること。
3 地球温暖化対策計画書等の作成・提出 (条例242、242の2) ☆地球温暖化対策計画書 ☆地球温暖化対策実施状況報告書	○ 燃料・電気等のエネルギー使用量の多い工場・事業所は、温室効果ガスの排出の削減に関する措置等を定めた計画書を作成し、知事に提出すること。 ○ 知事は、計画書の提出があったときは、その内容を公表することができる。 対象：省エネ法に規定する第1種及び第2種エネルギー管理指定工場等
4 事業活動における廃棄物等の発生の抑制等 (条例248)	○ 事業者は、原材料等が廃棄物等となることを抑制するように努めること。また、排出する廃棄物等のうち、有用な廃棄物等については、再使用、再生利用等循環的に利用されるように、そうでないものについては、適正な処分がなされるよう努めること。
5 環境に配慮した産業活動の推進 (条例252)	○ 産業活動に従事する者は、環境に配慮した次の活動に努めること。 (1) 廃棄物の排出抑制や循環資源の積極的利用 (2) 資源やエネルギー利用の効率化 (3) 自らの事業活動によって生じる環境負荷の程度の評価

「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づく地球温暖化対策計画書等の作成・提出について

地球温暖化対策計画書の記載事項

- ①地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制 ②温室効果ガスの排出の状況 ③温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置

地球温暖化対策実施状況報告書の提出について

計画書提出後、地球温暖化対策実施状況報告書を提出願います。

詳しくは、当制度のホームページに掲載してある「地球温暖化対策計画・実施状況報告書作成の手引き」をご参照ください。

[http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/on\\_keikaku/index.html](http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/on_keikaku/index.html)

提出スケジュール

- ①エネルギー管理指定工場等に指定された年の7月末日までに3カ年計画を石川県カーボンニュートラル推進課に提出  
 ②計画書提出の翌年から、毎年7月末日までに、地球温暖化対策実施状況報告書を提出  
 ③計画期間が終了する年の7月末日までに新たな3カ年計画を提出

(問合せ先) 石川県カーボンニュートラル推進課  
 石川県資源循環推進課

電話 076-225-1462 FAX 076-225-1479  
 電話 076-225-1471 FAX 076-225-1473